

生涯、住み続けたいまち“あま”の実現へ

あま市^{あま}の下水道



市章

お問い合わせ先

あま市役所
上下水道部 下水道課

〒490-1222 あま市木田戌亥34番地
(木田上水道配水管理センター)

TEL:(052)441-7116(ダイヤルイン)

URL:<http://www.city.ama.aichi.jp/>



再生紙使用

1	下水道の役割	1
2	下水道事業の財源	2
3	下水道事業の流れ	3
	受益者負担金について	4
4	受益者負担金申告書の記載方法について	
	1 自分の土地に自分の家を持ち、そこに住んでいる場合	10
	2 自分の土地を他人に貸している場合	12
	3 徴収猶予申請書の書き方について	14
5	排水設備工事について	16
6	水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子補給制度について	18
7	浄化槽雨水貯留施設転用費補助金について	20
8	下水道使用料について	22
9	下水道の正しい使い方	24

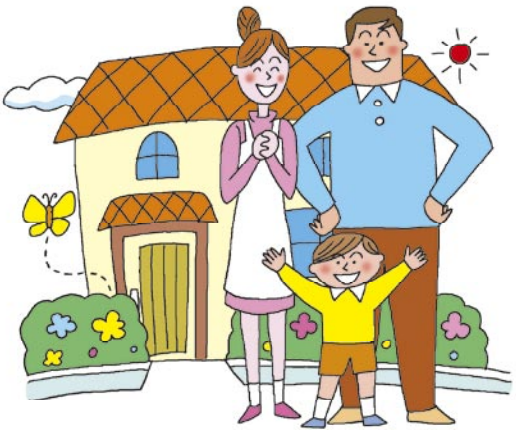
1 下水道の役割

私たちは日常生活の中で、たくさんの水を使っています。生活雑排水をそのまま流し続けると、川や海などの自然環境だけでなく、自分たちの身のまわりの生活環境も悪くなります。

下水道は、これらの汚れた水をきれいな水へよみがえらせ、わたしたちが健康で文化的な生活を営むために、とても大切な施設です。

① まちがきれいになります。

家庭や工場から出た汚れた水が、側溝や水路へ流れなくなり、ハエや蚊、悪臭の発生を防ぎ、快適で衛生的な生活ができるようになります。



② トイレが水洗化になります。

下水道整備により、トイレの水洗化が進み、し尿は下水道管の中を家庭内の雑排水と一緒に運ばれ、下水処理場できれいにされます。



③ 川や海がきれいになります。

下水道は、汚れた水を下水道管に集めて運び、下水処理場できれいにするので、川や海などの水をきれいにすることに、大変役立ちます。

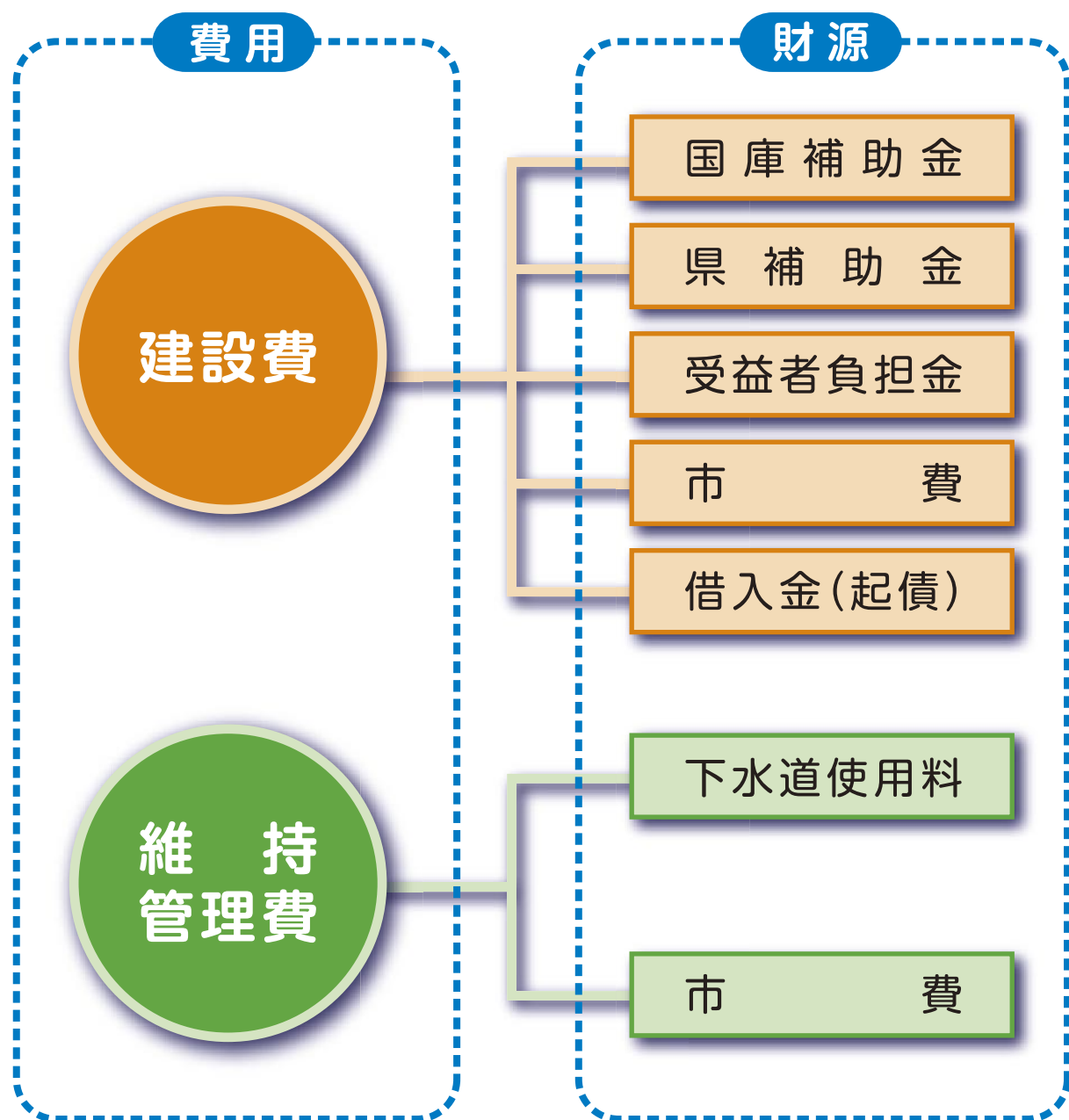


2 下水道事業の財源

下水道の事業は、下水道管の布設や公共汚水ますの設置、更に汚水を処理する処理場等の維持管理に多額な費用を要します。この費用の財源として、国や県の補助金、受益者負担金、下水道使用料、市費及び借入金(起債)等が使われています。

このうち、特に受益者負担金は、下水道の整備によって利益を受ける土地所有者等に、建設費の一部としてご負担いただくもので重要な財源となっています。

財源のしくみ



※ 費用には、日光川下流流域下水道負担金を含む

3 下水道事業の流れ

1 下水道工事のお知らせ

整備区域にお住まいのみなさまに下水道工事の手順、公共汚水ます、排水設備、受益者負担金、下水道使用料などをお知らせします。



2 公共汚水ます設置申請書の提出、取付管位置の決定

公共汚水ます設置申請書を提出していただいた後、市から下水道工事を請け負った施工業者が公共汚水ますの位置を現場で確認します。



3 下水道工事の実施

下水道本管や取付管の埋設工事を進めていきます。工事中は、交通規制や騒音などでご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



4 供用開始のお知らせ

下水道が使用できるようになると、使用できる区域と処理の開始日を広報や市公式ウェブサイトでお知らせします。



5 受益者負担金の納入

供用開始区域内に所有される土地面積に応じた受益者負担金を、申告書に基づき算定し、納入通知書を発送しますので、金融機関等で納入してください。



6 宅地内の排水設備工事

供用開始の告示後、その区域内においては下水道に接続することが義務付けられます。市が指定した排水設備指定工事店に依頼して、排水設備工事を行ってください。



7 使用開始

排水設備工事が終わりましたら、下水道の使用開始となります。下水道に接続後は、汚水排出量(水道使用量)に応じて2か月に一度、水道料金と下水道使用料を同時に納入してください。



4 受益者負担金について

1 受益者負担金とは

下水道が整備された区域では、汚れた水が側溝や水路などに流れなくなり、より衛生的で快適な生活環境となります。しかし、下水道の利用者は、道路や公園のように誰でも利用できる公共施設とは異なり、整備された区域内の人に限られます。下水道の建設費をすべて税金でまかなうことは、下水道を利用できない人々にまで負担をかけ、公平性を欠くことになります。

そこで、下水道の整備により利益を受ける方に建設費の一部を負担していただくのが「受益者負担金制度」であり、下水道の整備促進に大きな役割を果たしています。この制度は、所有する土地の面積に応じて負担していただくもので、**その土地に対して1回限りのものです。**

2 負担金を納めていただく方は

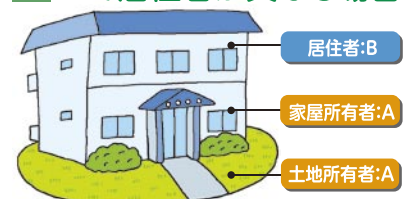
下水道が整備される区域内的の「**土地所有者**」が**受益者**となります。ただし、その土地に地上権、借地権などがある場合は、権利者が受益者になる場合があります。この場合は、それぞれの利害関係がありますので、話し合いにより受益者を決めていただきます。

1 土地・家屋の所有者と居住者が同一の場合



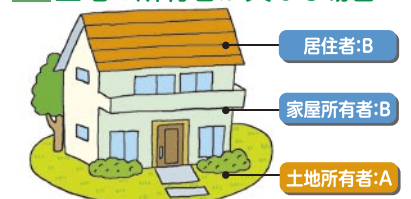
受益者は **A**

2 土地・家屋の所有者が同一で居住者が異なる場合



受益者は **A**

3 家屋所有者と居住者が同一で土地の所有者が異なる場合



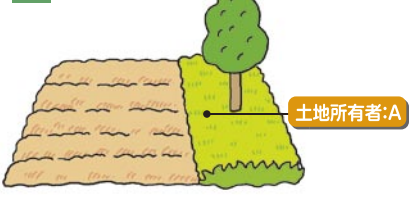
受益者は **A** または **B**

4 土地・家屋の所有者と居住者がそれぞれ異なる場合



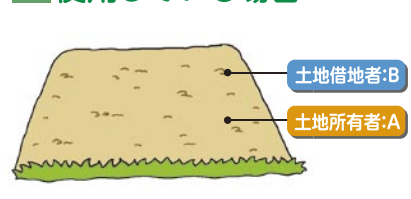
受益者は **A** または **B**

5 農地、雑種地など



受益者は **A**

6 借地を使用している場合



受益者は **A** または **B**

3 負担金の対象となる土地は

下水道の整備によって、利益を受ける区域内にある「**すべての土地**」が**対象**となります。

4 負担金の額はいくら

負担金の額は、土地の面積に1㎡当りの単位負担金額を乗じて得た額になります。単位負担金額は270円/㎡です。

計算例 198㎡(約60坪)の土地の場合

$$198\text{㎡} \times 270\text{円/㎡} = 53,460\text{円}$$

53,400円

(100円未満切り捨て)

5 納付までの手続きは

① 土地所有者に「下水道事業受益者申告書」を送付…4月上旬

申告書には該当する土地の地番、地目、地積などが記載されています。

② 申告書の内容を確認、記入して申告書を返送…4月末

所有者欄に署名し返送してください。

申告書の土地に権利者がある場合は、権利者欄に署名をしてから返送してください。なお、この申告のない場合は、土地の所有者を受益者とみなして、負担金の賦課をすることになりますのでご注意ください。

③ 「受益者負担金決定通知書」の送付…6月上旬

申告書に基づき、負担金額を決定し、受益者に決定通知書を送付します。

④ 負担金の納付…7月上旬納付書発送

受益者に納入通知書を郵送しますので、最寄りの市指定金融機関などで納めてください。

※ 負担金を納付される方は、口座振替制度もご利用いただけます。

6 徴収猶予制度及び減免制度

受益者負担金には、土地や受益者の状況により「徴収猶予制度」「減免制度」があります。いずれの制度も申請が必要です。申請がなければこの制度は受けられません。

徴収猶予制度とは？

受益者負担金の対象となる土地が農地、雑種地などの場合や受益者が災害などで負担金を納付することが困難な場合に納付期日を延期することができる制度です。ただし、徴収猶予を受けた場合は、一括納付報奨金は受けられません。

■受益者負担金徴収猶予基準表

徴収猶予の対象となる受益者	徴収猶予の期間	徴収猶予の額
係争地に係る受益者	受益者の決定(解決)までの期間	全額
現地及び公簿上の地目が宅地以外の農地、雑種地などで、猶予がやむを得ないと認められる土地に係る受益者	宅地として使用し、又は使用できる状況にあると認められるまでの期間で5年以内。ただし、引き続き徴収猶予の期間を更新することができます	全額
公道に接していない等により、公告の日において下水道への排除が困難又は不可能と認められる土地に係る受益者	下水道への排除が可能となるまでの期間で5年以内。ただし、引き続き徴収猶予の期間を更新することができる。	全額
災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	市長が認める期間	全額
市長がその状況により徴収猶予が必要であると認める受益者	市長が認める期間	市長が認める額

減免制度とは？

土地の利用状況により必要があると認められる場合は、申請することにより一定の割合に基づき負担金の減免を受けることができる制度です。

■受益者負担金減免基準表

減免の対象		減免率(%)
国又は地方公共団体等が公用に供している土地	学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校など)	75
	社会福祉施設(老人福祉センター、老人ホーム、保育所など)	75
	警察法務収容施設(刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所など)	75
	一般庁舎(事務所、市役所、出張所、支所、消防署など)	50
	保健所、保健センター及び清掃施設	50
	公務員宿舎(宿舎、職員寮、アパートなど)	25
	社会教育施設(市民会館、図書館、体育館、公民館、博物館など)	75
	公営住宅(市営住宅など)	50
	水道事業、ガス事業、電気事業など	25
	道路、河川、堤防、水路、公園など	100
公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者		100
国又は地方公共団体が指定した文化財である土地又は建物、その他の工作物の敷地		100
私立の学校、幼稚園など		75
私立の保育所、老人ホームなど		75
町内会、自治会などが運営・管理する公民館、集会所		100
消防団が所有・使用する消防車車庫、消防用品格納庫、防火水槽など		100
墓地		100
宗教法人法に規定する境内地(本殿、社務所、庭園など)		50
鉄道用地	駅前広場、踏切、水路、線路敷	100
	変電所	75
	駅舎、プラットホーム、その他	25
公道に準ずる私道及び水路		100

※100円未満の端数は、切り捨てます。

7 負担金の納付方法

負担金は、12回に分割し、3年間で納付していただくことになります。ただし、受益者が一括納付の申出をした場合は、この限りではありません。また、一括納付した場合は報奨金を交付します。

分割納付とは？

負担金の金額を3年に分割し、さらに年4回の納期に分けて計12回納めていただきます。

計算例

受益者負担金の額が53,400円〔198㎡×270円/㎡÷53,400円(100円未満切り捨て)〕の場合

1回あたりの負担金額は、

$$53,400円 \div 12回 = 4,450円$$

$$\downarrow$$
$$4,400円$$

(端数処理)

となります。

なお、100円未満の端数がでる場合は、端数分を第1回目にまとめて納めていただきます。

	第1期	第2期	第3期	第4期
1年目	5,000円	4,400円	4,400円	4,400円
2年目	4,400円	4,400円	4,400円	4,400円
3年目	4,400円	4,400円	4,400円	4,400円

■負担金の納期

第1期	7月1日から7月31日まで
第2期	9月1日から9月30日まで
第3期	12月1日から12月25日まで
第4期	翌年2月1日から2月末日まで

一括納付報奨金とは？

一括納付をしたときは、納期前に納付した負担金の総額に、納期前に納付した納期数に応じて、下表に掲げる率を乗じて得た額の報奨金を交付します。

※ 徴収猶予制度または、減免制度を受けた場合は、一括納付報奨金を受けられません。

納期前に納付した納期数	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期
報奨金交付率	1%	1%	1%	2%	3%	4%	5%	7%	8%	10%	12%

計算例

受益者負担金の額が53,400円で、1年目の第1期に一括納付する場合

$$4,400円 \times 11期^{※1} \times 12\% = 5,808円$$

$$\downarrow$$
$$\text{一括納付報奨金 } 5,800円^{※2}$$

※ 1：納期前の納期数は、1年目の第2期から3年目の第4期までの11期です。

※ 2：100円未満の端数は切り捨てます。

$$53,400円 - 5,800円 = \text{納付額 } 47,600円$$

1期ずつ分けて納付する場合に比べ、全額を一括納付した場合、報奨金により、5,800円のお得になります。

8 口座振替制度

負担金を分割納付される場合のみ、口座振替制度がご利用いただけます。

※ 口座振替される場合は、納期限の2か月前までに手続きを行ってください。

9 よくある質問

納付期間中に受益者が変わったときは？

土地の売買や貸借などで受益者が変わったときは、「**下水道事業受益者変更届**」を提出してください。提出日以降の納期にかかる負担金は、新しい受益者の方に納めていただくことになります。

※ この手続きが済まないと旧受益者が引き続き負担金を納める義務を負うことになりますので、ご注意ください。

住所が変わったときは？

受益者または納付代理人は、住所、居所、事業所等を変更したときは、速やかに「**下水道事業受益者(納付代理人)住所等変更届**」を提出してください。

10 受益者負担金申告書の記載方法について

1 自分の土地に自分の家をもち、そこに住んでいる場合

受益者申告書の「受益地(公簿写)」欄には、土地の所在地、地目、地積が記載されておりますので、この記載事項を確認し、誤りがなければ申告書右上の「土地所有者又は代表者」欄に住所、氏名及び電話番号を記入してください。

記載事項に誤りがありましたら訂正し、その箇所に二重線で見え消しの上、正しい内容を記載してください。

※ 負担金を納めていただく方は、土地所有者となります。
※この申告書は、必ず提出してください。提出されない場合は、送付した申告書の記載事項に変更の無いものとして認定し、賦課します。

記入例

〒497-8602
住所 あま市七宝町沖之島深坪1番地

あま市長 様

氏名 あま 太郎 様

下水道事業受益者申告書

提出期限	年	月	日
負担区	賦課年度	索引コード	

年 月 日

あま市下水道事業受益者負担に関する条例 施行規則第3条の規定により次のとおり申告します。

土地所有者
又は代表者

住 所 あま市七宝町沖之島深坪1番地
氏 名 あま 太郎
(電話番号 (052)△△△-xxxx)

受益地（公簿写）					土地所有者以外の受益者(権利者)				
整理番号	土地の所在地	地 目		地 積 (㎡)	代表者	権 利 の 種 類	権利地積 (㎡)	権利者の住所・氏名	確認欄
		登 記	現 況						
	七宝町桂弥勒△△	宅地	宅地	317.52	有・無	1 地上権 2 質 権 3 使用貸借 4 賃 貸借		住所 氏名	
					有・無	1 地上権 2 質 権 3 使用貸借 4 賃 貸借		住所 氏名 何も記入しないでください。	
					有・無	1 地上権 2 質 権 3 使用貸借 4 賃 貸借		住所 氏名	
					有・無	1 地上権 2 質 権 3 使用貸借 4 賃 貸借		住所 氏名	

- 1 この申告書は、あま市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第3条の規定により、土地 所有者から提出していただくことになっています。
- 2 この申告書は、年度賦課対象区域内のあなたの所有地を調査記入しています。もし誤りがあれば訂正してください。地積は、公簿により記入しています。
- 3 この申告書は、必ず期限までに提出してください。提出がない場合は、あま市下水道事業受益 者負担に関する条例施行規則第17条の規定により市長が受益者を認定します。

2 自分の土地を他人に貸している場合【権利関係(地上権・質権・使用貸借・賃 貸借)がある場合】

【土地所有者以外の方が受益者となる場合】

土地所有者の方は、申告書右上の「土地所有者又は代表者」欄に住所、氏名及び電話番号を記入してください。さらに、権利者の方に「土地所有者以外の受益者(権利者)」欄の「代表者の有無」及び「権利の種類1から4」のいずれかに○印を付けていただくとともに、権利地積、権利者の住所・氏名を記入してもらってください。

なお、1筆の土地に複数の権利者がいる場合は、代表者となる権利者の方のみに記入してもらってください。

※ この土地の負担金を納めていただく方は、土地所有者以外の受益者となります。

【土地所有者の方が受益者となる場合】

申告書右上の「土地所有者又は代表者」欄に住所、氏名及び電話番号を記入してください。「土地所有者以外の受益者(権利者)」欄には何も記入する必要はありません。

※ 負担金を納めていただく方は、土地所有者となります。

※この申告書は、必ず提出してください。提出されない場合は、送付した申告書の記載事項に変更の無いものとして認定し、賦課します。

記入例

〒497-8602
住所 あま市七宝町沖之島深坪1番地

氏名 愛知 次郎 様

下水道事業受 益者申告書

提出期限
負担区

年 月 日
賦課年度
索引コード

年 月 日

あま市長 様

あま市下水道事業受益者負担に関する条例 施行規則第3条の規定により次のとおり申告します。

土地所有者
又は代表者

住 所 あま市七宝町沖之島深坪1番地
氏 名 愛知 次郎
(電話番号 (052)△△△-xxxx)

受 益 地 (公 簿 写)					土地所有者以外の受益者(権利者)					
整理番号	土地の所在地	地 目		地 積 (㎡)	代表者	権 利 の 種 類	権利地積 (㎡)	権利者の住所・氏名		確認欄
		登 記	現 況							
	甚目寺東大門〇〇	宅地	宅地	357.91	有 ☒ 無	1 地 上 権 2 質 権 3 使 用 貸 借 4 賃 貸 借	357.91	住所 氏名	甚目寺東大門〇〇 下 水 花 子	
	甚目寺二伴田〇一△	宅地	宅地	246.83	有・無	1 地 上 権 2 質 権 3 使 用 貸 借 4 賃 貸 借		住所 氏名	土地所有者の方が受益者となる場合は、 何も記入しないでください。	
					有・無	1 地 上 権 2 質 権 3 使 用 貸 借 4 賃 貸 借		住所 氏名		
						4 賃 貸 借				

1 この申告書は、あま市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第3条の規定により、土地 所有者から提出していただくことになっています。

2 この申告書は、 年度賦課対象区域内のあなたの所有地を調査記入しています。もし誤りがあれば訂正してください。地積は、公簿により記入しています。

3 この申告書は、必ず期限までに提出してください。提出がない場合は、あま市下水道事業受益 者負担に関する条例施行規則第17条の規定により市長が受益者を認定します。

3 徴収猶予申請書の書き方について

徴収猶予を希望される方は、徴収猶予申請書の右上の「受益者」欄に、住所、氏名及び電話番号を記入していただくとともに、徴収猶予を受けようとする理由、徴収猶予を受けようとする期間、土地の所在地、地目、地積、受益地積を記入してください。

※ 徴収猶予の申請をしなかった場合は、徴収猶予を必要としないものとして賦課します。

【徴収猶予の申請をされる方は必ずお読みください。】

- ・徴収猶予された受益者負担金は、猶予期間満了後に一括で納付していただきます。なお、一括納付報奨金の制度は適用されませんのでご注意ください。
- ・徴収猶予期間中に申請理由が消滅したときは、徴収猶予に係る納期到来分の負担金を一括で納付していただきます。
- ・猶予期間は5年以内です。ただし、引き続き徴収猶予の期間を更新する場合は、手続きが必要となります。

記入例

年 月 日

下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書

あま市長 様

受益者 住 所 あま市七宝町沖之島深坪1番地
氏 名 あ ま 三 郎
(電話番号 (052) △△△-xxxx)

次のとおりあま市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第8条第1項の規定により負担金の徴収猶予を申請します。

徴収猶予を受けようとする期間	〇〇年×× 月△△日から〇〇年××月△△日まで
----------------	-------------------------

○ 徴収猶予を受けようとする土地

土地の所在地	地目	地積 (㎡)	受 益地積 (㎡)	負担金額 (円)	徴収猶予を受けようとする理由
木折寺田△-○	畑	271	271		農地であるため
木田丁子ノ口××	雑種地	332	332		雑種地であるため

5 排水設備工事について

1 排水設備とは

家庭の台所、浴室、水洗トイレなどから発生する汚水を下水道へ流すための「排水管」や「汚水ます」等の宅地内の施設のことをいいます。

なお、あま市の下水道は分流式(汚水と雨水を別々に流す方式)を採用していますので、汚水用と雨水用の排水設備が必要となります。



2 下水道への接続時期について

下水道の工事が終わると、下水道を使用することができる日(供用開始日)と処理区域をお知らせしますので、処理区域内の方は、排水設備を設置して汚水を下水道に流してください。

1 排水設備の早期設置(下水道法第10条抜粋)

供用開始後は、遅滞なく排水設備を設置して、下水道に接続してください。

2 くみ取り便所は3年以内に水洗化(下水道法第11条の3抜粋)

処理区域内のくみ取り便所は、供用開始の日から3年以内に水洗トイレに改造してください。

3 排水設備工事の手続きは

1 指定工事店に申し込み

市では、公共下水道の適正利用を確保するため、排水設備工事を指定工事店でなければ行うことができません。市の指定工事店に見積を提出してもらい、工事価格や工事期間などの条件を検討したうえで、契約していただきます。

※ 指定工事店一覧は、市役所で配布しています。また、市公式ウェブサイトでもお知らせしています。



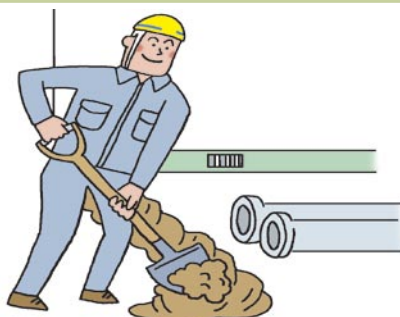
2 工事の計画確認申請

市への工事の申請は、指定工事店に依頼してください。費用を一時に負担することが困難な場合は、融資あっせん制度があります。融資が必要な場合は、同時に申し込みしてください。



3 工事の開始

平均的な工事期間は3～5日ですが、そのうちトイレ等が使えないのは1日程度です。



4 工事の完了と検査

工事完了後、市へ「排水設備等工事完了届」と「公共下水道使用開始等届」を提出してください。市の完了検査が終了しますと、「排水設備等検査済証」を交付します。



5 下水道の使用開始

いよいよ下水道の使用開始となります。

～下水道を使用されるみなさまへお願い～
公共汚水ます等を清潔に維持するため、定期的に清掃を行って下さい。



6 水洗便所改造資金等融資あっせん 及び利子補給制度について

下水道に接続する場合、トイレの水洗化や排水設備工事のため、たくさんの改造資金が必要となります。そこで、改造資金を一時に負担することが困難な方を対象に「融資のあっせん」と「その融資に対する利子補給」をする制度を設けています。

1 融資あっせん対象者の要件

- 1 下水道が使用できるようになった日から3年以内に改造工事を行うこと。
- 2 自己資金だけでは一時に負担することが困難であること。
- 3 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- 4 融資を受ける改造資金の返済能力があること。
- 5 市内に在住し、独立の生計を営み、弁済の資力を有する連帯保証人を有すること。

※ ただし、金融機関が連帯保証人を不要とする場合は除く

2 融資の内容

融資あっせんの対象工事

- くみ取り便所を水洗便所に改造する工事
- 既設の浄化槽を廃止し、下水道に接続する工事

融資あっせん額

改造工事に要した費用の額以内とし、限度額は、1件につき60万円までです。

融資期間及び返済方法

融資金額の償還は、融資を受けた月の翌月から起算して60か月以内の元金均等の方法による償還とします。ただし、償還期日前においても繰上償還をすることができます。

利子補給

市は、改造資金を融資した取扱金融機関に対し、利子相当額を補給します。

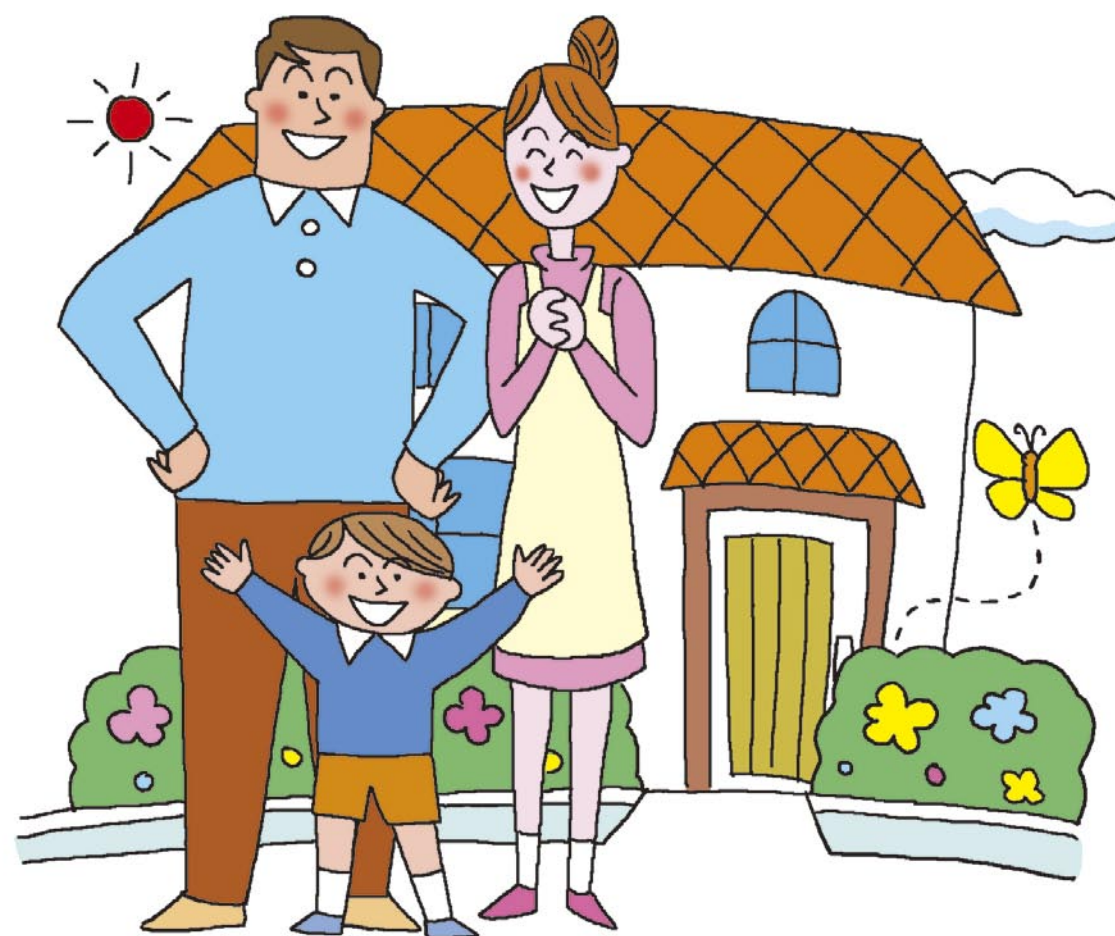
3 融資あっせんの申し込み手続き

水洗便所改造資金等融資あっせん申込書を排水設備の計画確認申請と同時に提出してください。

4 融資あっせんの決定は

市は申込書の内容を審査し、すべての要件に該当する場合、取扱金融機関に照会し、融資あっせんの可否を決定し、申込者の方に水洗便所改造資金等融資あっせん決定通知書を送付します。

排水設備工事が完了し、検査に合格しましたら、検査済証と水洗便所改造資金等融資あっせん額決定通知書を送付しますので、取扱金融機関に提示していただき、所定の手続きを終えた後に融資を受けることになります。(手続きについては、金融機関により若干異なる場合があります。また、金融機関との手続きの際に必要な経費は、申込者のご負担となります。)



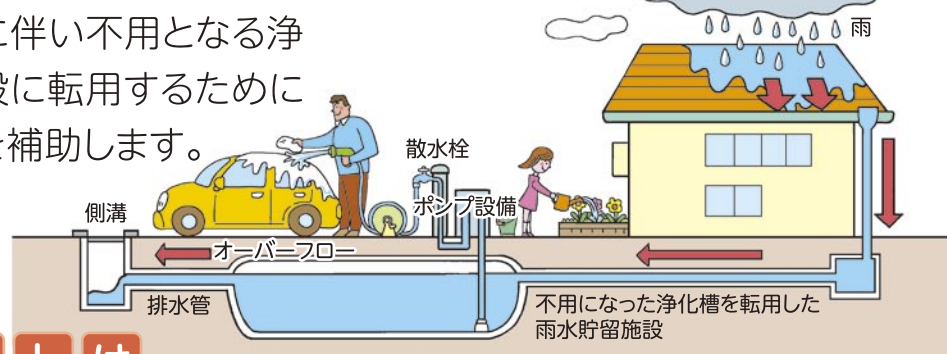
7 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金について

1 雨水貯留施設とは

各家庭の敷地内に降った雨水を貯留し、庭木への散水、洗車などに利用する施設です。

2 浄化槽雨水貯留施設転用費補助制度とは

下水道への接続に伴い不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するために必要な資金の一部を補助します。



3 そのメリットは

- 不用となった浄化槽の有効活用ができ、廃棄物の減量化に役立ちます。
- 雨水の有効利用により水道使用料及び下水道使用料の節約ができます。
- 宅地内で雨水を一時貯めることにより、降雨時の河川への負担が軽減されます。

4 補助の対象となる要件

- 浄化槽を雨水貯留施設へ転用する工事を自らの負担により行うこと。
- 下水道が使用できるようになった日から3年以内に工事を行うこと。
- 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

5 補助の対象となる工事費は

- 浄化槽内部の汚泥のくみ取り費及び清掃費
- 浄化槽内部の不用部品の撤去費及び仕切り板の穴あけ工事費
- 浄化槽の浮上防止工事費
- 雨水集水配管及び雨水管の取付工事費
- ポンプ及びポンプの設置に係る工事費
- その他転用に附属する工事費

6 補助金の額は

補助対象となる工事費の合計額

×

$\frac{2}{3}$

ただし、限度額は10万円とします。※ 1,000円未満の端数は切り捨てます。

6 申請の手続きは

1 申請書提出

「浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請書」と「排水設備等計画確認申請」を同時に提出してください。



2 工事開始

市から「浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付決定書」が届いたのち、転用工事を行います。



3 完了報告

工事が終わったら、市へ「浄化槽雨水貯留施設転用工事完了報告書」を「排水設備等工事完了届」と同時に提出してください。市が完了検査を行います。



4 補助金の請求

検査が合格となりましたら、市へ「浄化槽雨水貯留施設転用費補助金請求書」を提出してください。



5 補助金の交付

補助金は、申請者の方が指定された金融機関の預金口座に振込みます。



8

1 下水道使用料とは

下水道の使用を開始しますと、使用された汚水の量(排出量)に応じて下水道使用料を納めていただくことになります。

この使用料は、浄化センターで汚水をきれいにしたり、下水道施設の清掃、補修などの維持管理費に使われます。

2 排出量の決め方は

- (1) 水道水のみ使用した場合、水道水の使用水量を下水道の排出量とします。
- (2) 井戸水など水道水以外の水のみ使用した場合、使用水量を排出量とみなし、当該使用水量は、利用状況を勘案し市長が認定します。
- (3) 水道水と水道水以外の水を併用して使用した場合、利用状況を勘案し、市長が認定します。
- (4) 製氷業など、水道の使用水量が下水道に流す排出量と著しく異なる方は、申告により排出量を認定することとなります。

3 下水道使用料金はいくら

下水道使用料は、原則として水道の使用水量をもとに算出します。

基本使用料に、排出量に応じた従量使用料を加算した額となります。

■下水道使用料金表(1か月当たり)※ この料金表は、消費税等を含みません。

区 分	基本使用料 (1使用月につき)	従量使用料(1使用月につき)	
		排出量	金 額 (1m ³ につき)
一般用	900円	10m ³ まで	30円
		10m ³ を超え30m ³ まで	120円
		30m ³ を超え50m ³ まで	150円
		50m ³ を超え100m ³ まで	180円
		100m ³ を超え500m ³ まで	210円
		500m ³ を超えるもの	240円

4 支払い方法は

2か月ごとに水道使用料金と同時に納めていただきます。

■口座振替の場合

水道料金を口座振替されている方は、水道料金と同じ口座から振替されます。

■直接納付の場合

下水道使用料と水道料金が1枚になった納付書を送付しますので、納付書に記載されている金融機関等で納めてください。

計算例

2か月に47m³使用した場合(前月23m³、後月24m³)

	基本使用料	従量使用料	
前月	900円	$10\text{m}^3 \times 30\text{円/m}^3$ = 300円	$13\text{m}^3 \times 120\text{円/m}^3$ = 1,560円
後月	900円	$10\text{m}^3 \times 30\text{円/m}^3$ = 300円	$14\text{m}^3 \times 120\text{円/m}^3$ = 1,680円

0m^3
 10m^3
 30m^3

- 基本使用料に排出量に応じた従量使用料を加算した額に、100分の110を乗じて得た額が使用料になります。

前月 (900円+300円+1,560円) ×110/100=3,036円

後月 (900円+300円+1,680円) ×110/100=3,168円

前月 3,036円+後月 3,168円=6,204円

下水道使用料は6.204円となります。

※ この計算例は、消費税等10%で算出しています。

■下水道使用料金早見表(2か月分)

[illegible]

※ この料金表は、消費税等を含んでおります。(令和7年1月1日現在)

9 下水道の正しい使い方

1

水洗トイレには
トイレットペーパー以外の
紙や異物は流さない

ティッシュペーパーなど水に溶けにくい紙、紙おむつ、タバコ、ガムなどを流すと排水管の詰まりの原因となります。



2

生ゴミを細かく砕いて
下水へ流すディスポーザー
は使用しない

排水管の詰まりの原因や処理場の機能低下につながります。



3

ガソリンや
アルコール類などの
危険物を流さない

揮発性の高い危険物を流すと爆発を起こす原因となり、処理場の機能が低下します。



4

台所のゴミは流さない

野菜くずやご飯の残り、あるいはてんぷら油などの廃油を流しますと、排水管の詰まりや悪臭の発生、処理場の機能が低下します。



5

マンホールの
ふたは開けない

下水道の機能を損なうばかりでなく、マンホールに落ちて、交通事故や人身事故を引き起こす原因となります。



6

洗剤やペンキなどを
原液のまま流さない

食器を洗ったり、ちょっとしたペンキ汚れを洗い流すなど少量であれば問題はありません。しかし、洗剤やペンキを大量に流してしまうと、マンホールから泡などがあふれたり、下水道管内にペンキが固まり、詰まりの原因となります。



まとめ知識

生活排水の よごれって どれくらいなの？

例えば、コップ一杯(約200ml)の牛乳を流したら、コイやフナなどの魚が住める水質にするには、約300ℓの浴槽で16杯の水が必要となります。

これらの食品には、栄養塩類である窒素やリンが含まれており、伊勢湾などの閉鎖性水域に大量に流れ込むとプランクトンを増殖させ、赤潮発生の原因となります。

食品名	みそ汁	ラーメンの汁	米のとぎ汁	ビール	牛乳
汚れぐあい(BOD)	31,000mg/ℓ	41,000mg/ℓ	900mg/ℓ	90,000mg/ℓ	120,000mg/ℓ
これだけ捨てたら	おわん一杯(200ml)	ひとり分(300ml)	2ℓ	コップ一杯(200ml)	コップ一杯(200ml)
必要な水の量	浴槽4.1杯	浴槽8.2杯	浴槽1.2杯	浴槽12杯	浴槽16杯
窒素	2,100mg/ℓ	3,500mg/ℓ	33mg/ℓ	1,300mg/ℓ	5,900mg/ℓ
リン	180mg/ℓ	140mg/ℓ	24mg/ℓ	22mg/ℓ	930mg/ℓ